

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕 様 書 の 種 類	内容による分類		装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類		個 別 仕 様 書	
物 品 番 号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	マスキングカード		市ヶ谷基L P S－Q 7 5 0 8 2	
			承 認	令和 6 年 5 月 31 日
			作 成	令和 5 年 12 月 13 日
			改 正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
			作成部 隊等名	航空幕僚監部 人事教育部 補任課

1. 総則

- 1.1 適用範囲 この仕様書は航空自衛隊で使用する「マスキングカード」について規定する。
- 1.2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は、C & L P S－Y 0 0 0 0 7による。
- 1.3 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国家公務員等の I C カード身分証明機能に関する共通仕様〔第1.33版〕（2020年3月31日作成、国家公務員の I C カード身分証に関する府省連絡会議）（以下国家公務員等 I C カード身分証明機能共通仕様という。）

- b) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防経装第9246号。21.7.31）

2. 製品に関する要求

2.1 品名

F U J I F I L M 製カードケース S X 6 H－A B S 及び F U J I F I L M 製マスキングカード（身分証明用）であること。

2.2 マスキングカード

マスキングカードのデザインは別紙第1のとおりとし、表面及び裏面の印刷の細部は国家公務員等 I C カード身分証明機能共通仕様2.3に示す府省共通図柄を印刷するものとする。

2.3 カードケース外観

カードケース本体は別紙第2のとおりとし、細部は国家公務員等 I C カード身分証明機能共通仕様2.1に示すものとする。

3. 情報保全

情報保全は、次による。

- a) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、速やかに官側に報告すること。保護すべき情報の取扱いについては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）に基づき適切に管理するものとする。細部については表1のとおりとする。

- b) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.2項2）法令等 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防経装第9246号。21.7.31）における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
- c) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する。
履行体制
- d) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- e) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

品 名	マスキングカード
-----	----------

表 1

番号	保護すべき情報	具体的な保護すべき情報
1	国家公務員等 I C カード身分証明機能共通仕様	券面使用等
		入退館サービスの共通仕様等
2	マスキング部の印刷	府省共通図柄の印刷仕様等
3	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号 1 から 2 で指定した保護すべき情報を除く）	

品 名	マスキングカード
-----	----------

別紙第 1

【表面イメージ】

透明

身分証明用

透明

国土交通省北海道開発局 日本国政府
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Hokkaido Regional Development Bureau
Government of Japan

ご署名 (signature)

発行機関：北海道開発局開発管理部人事課
TEL:03-1234-5678

防衛省
Ministry of Defense
Government of Japan

※防衛省のロゴを加えるか検討

【製造番号】
A123456789

MOD2022 0 1 L

発行機関：現行身分証に記載の各機関の発行機関名
TEL:現行身分証に記載の各機関の電話番号

【製造番号の桁数定義】 1～7桁目：各府省庁にて範囲指定（連続性は担保しない番号） 8桁目：version情報（2016年発行時点では0） 9桁目：各府省が付番可能（0～9、A～Z） 10桁目：府省庁番号（防衛省→「L」）	府省名（日本語）：MSゴシック 10ポイント 府省名（英語）：MSゴシック 7ポイント 発行機関名：MSゴシック 6ポイント 連絡先：MSゴシック 6ポイント 製造番号：OCR-B 7ポイント
--	---

【裏面イメージ】

注意事項

- 他人への貸与・譲渡は行わないこと。
- 資格を失効した場合、発行機関まで速やかに返却すること。
- 紛失時は、記載の発行機関まで速やかに届け出ること。

※ このカードを拾得した方は、ご面倒でも表面の発行機関までご連絡ください。

府省共通デザインではないがイメージの例で印刷

品 名	マスキングカード
-----	----------

別紙第 2

カードケース外観



カードケース本体に、マスキング部と個人番号カードを入れ（マスキング部の後ろに個人番号カードを入れ）、個人番号カード券面に記載された不要な個人情報のマスキング処理を施す。そのため、カードケース本体はJIS規格(0.76mm厚)のカードが2枚以上入ること。また、破れによる落下やICチップ破損を防ぐためカードケース本体はハードタイプを推奨し、カードの落下防止のため、上挿入口タイプを推奨する。また、カードス本体の裏面は不透明にすることで、個人番号カード裏面に記載された不要な個人情報のマスキング処理を施す。ただし、カード抜き差しのための指穴を付与してよいが、個人番号・氏名・生年月日・QRコードの情報が見えない位置であること。